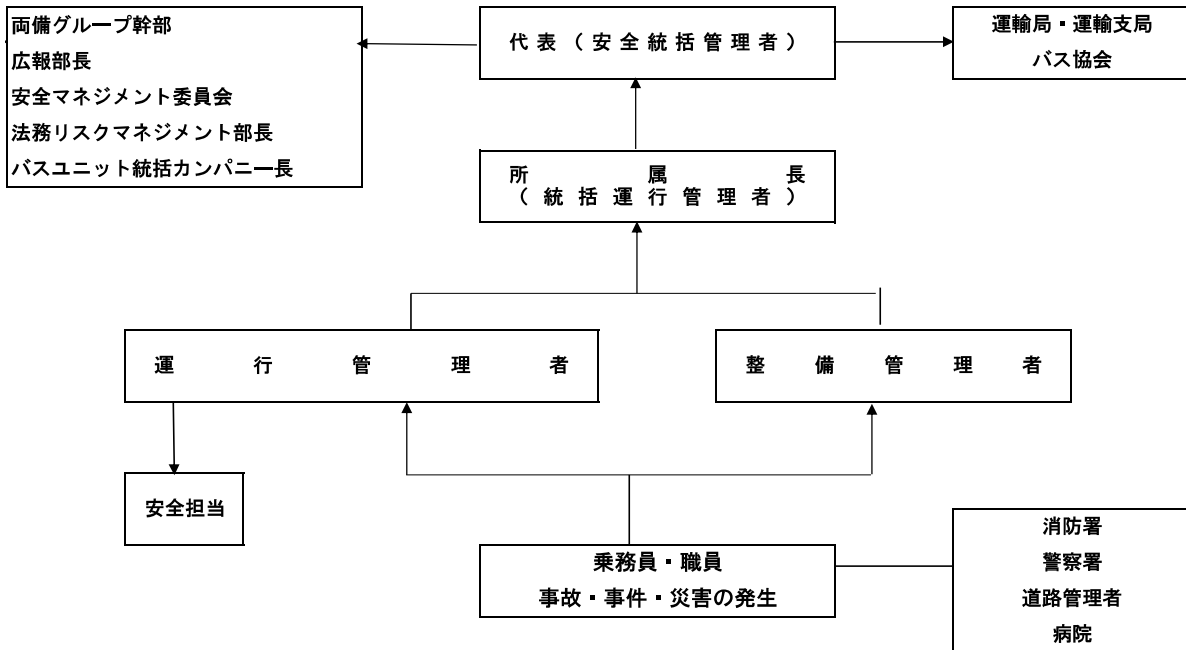


★事故・事件・災害等に関する報告連絡体制



※緊急時対応マニュアルに基づく報告

1. 事故発生時の対応

速報の対象となる事故

- ① 乗客に1名以上の死者又は行方不明者を生じた事故
- ② 乗客に5名以上の負傷者(重傷・軽傷を問わない)を生じた事故
- ③ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず1名以上の死者を生じた事故
- ④ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず5名以上の重傷者を生じた事故
- ⑤ 乗客、乗員、歩行者その他を問わず10名以上の負傷者(重傷、軽傷を問わない)を生じた事故
- ⑥ 転覆、転落又は火災が発生した事故
- ⑦ 飲酒又は酒気帯びによる運行
- ⑧ 自然災害に起因する可能性の有る事故
- ⑨ その他報道機関などから取材・問い合わせを受けた事故又は報道のあった事故

2. 特定重大事件発生時の対応

- ① バスジャック
- ② 施設の不法占拠
- ③ 爆弾又はこれに類するものの爆発
- ④ 核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布

★輸送の安全に関する教育及び研修

●運行管理者・整備管理者

定期的に外部機関での講習を受講させ、管理機能の強化と安全に関する情報の共有化を図る

●乗務員

教育計画に基づき、乗務員の安全教育を実施し輸送の安全向上に努める
運転士適性診断の受診
事故惹起者の再発教育

★輸送の安全に関するチェックと業務の改善

●輸送の安全に関するチェック

毎年12月頃に内部チェックを実施。問題点等がある場合は、社内に掲示する

●業務の改善

チェックの結果による問題点に関しては、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる